

富山市牛岳温泉健康センター利用料金の減免に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、富山市牛岳温泉健康センター条例施行規則（平成17年富山市規則第172号。以下「規則」という。）に規定する富山市牛岳温泉健康センター利用料金の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の減免)

第2条 規則第4条第1項に規定する市長が別に定める額は、次の表に定めるものとする。

減免の対象	減免額
(1) 公共交通若しくは勤労者福祉の向上に資するもののうち、市長が特に必要と認める事業により、富山市牛岳温泉健康センターで入浴するとき	100円
(2) 牛岳周辺地域の公共施設相互の利用促進に資するもののうち、市長が特に必要と認める事業により、富山市牛岳温泉健康センターで入浴するとき	50%相当額以内
(3) その他市長が特に必要と認めるもの	市長が認める額

備考

1 減免は1人当たり、1日につき1回とする。

(細則)

第3条 前条の規定により減免を受けようとする者は、規則第4条第2項本文の規定にかかわらず、富山市牛岳温泉健康センター利用料金減免申請書の提出を要しない。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。